

やまなし美酒・美食マンス事業業務委託仕様書

1 業務名

やまなし美酒・美食マンス事業業務委託

2 業務実施期間

契約締結の日から令和6年3月31日（日）まで

3 目的

本事業はワイン、日本酒、クラフトビール、ウイスキーなど、多様な県産酒と、県産食材を活用した料理とのペアリングの魅力を発信する「やまなし美酒・美食マンス」を開催し、本県への誘客を促進することを目的とする。

事業の広報においては山梨県の美しいロケーションの中で旬の食材を使用した美味しい料理と、やまなしの美味しいお酒と一緒に楽しむ「やまなしの美酒・美食体験」を動画でPRすることで、やまなし美酒・美食マンスへの集客や認知度の向上を図る。

また、やまなしの美酒・美食の魅力や取扱店舗、県産酒とのペアリングなどを紹介するPR資材を作製し各関係機関等に配布することで、波及効果を生み出す。

<参考>

やまなし美酒・美食リーフレット

https://www.pref.yamanashi.jp/documents/106265/bisyu_bisyoku_leaflet.pdf

「ワイン県やまなし」の美酒・美食ページ

https://www.pref.yamanashi.jp/kankou-sk/bishoku/top_page_since_2022.html

4 業務の内容

受託事業者は、次に掲げる4-1、4-2及び4-3について県と事前に協議の上、委託業務を実施すること。

なお、本仕様書に記載のない事項については、委託業務の受託事業者として決定した際の企画提案書等の事項のうち、県の指示するものについては契約書（仕様書）に追記する。

4-1 動画制作・広告に係る業務の内容

(1) 動画のコンセプト

県内の素晴らしいロケーションの中で、旬の県産食材を使用した「料理」と、多様な「県産酒」とのペアリングを五感で味わう「やまなしの美酒・美食」体験を伝えるとともに、シェフ、醸造家、生産者のそれぞれの想いを伝える。

(2) 動画の制作

- ① ターゲットは、山梨近郊都市部の食に高い関心を持つ層。
- ② 制作する動画は、ブランデッドムービー※1本とする。
※ターゲットの共感を呼ぶストーリー性のある映像によって、やまなし美酒・美食の魅力を伝える。
- ③ 動画の長さは、4分程度を想定しているが、ターゲットに対し動画コンセプトを訴求することに効果的であればこの限りではない。
- ④ 動画は県ホームページやイベントで放映するほか、それ以外（WEB広告、SNS、各種メディア等から多くの誘客が見込める広告媒体を活用）の広報活動で有効なものを受託事業者が企画提案し、県と協議の上実施する。
- ⑤ 使用する映像は、原則として、委託業務において撮影したものとする。ただし、やむを得ない理由により撮影が困難である場合や、受託事業者等が所有する既存映像を利用することが効果的と認められる場合は、県の承諾を得て、既存映像を利用することも可能とする。
- ⑥ 受託事業者は、動画制作に必要な情報及び素材の収集、取材、撮影、編集等を行うこと。必要に応じて、著作権や肖像権等の権利者から承諾を得ること。

(3) 動画の納品

受託事業者は、成果品として次のとおり納品する。

納期は、令和6年2月上旬とする。

① 完成した動画

- (ア) 映像の規格は広報媒体の再生に最適なアスペクト比とする。
- (イ) データは次のとおりとし、可能な限り高画質なデータとする。
 - i 一般的なWindows搭載パソコンで再生可能な形式
 - ii YouTubeにアップロード可能な形式
 - iii ブルーレイプレーヤーで再生可能な形式

iv DVD プレーヤーで再生可能な形式

- ② 広報活動用サムネイル
必要に応じて①に合わせて納品する。
- ③ 撮影素材
県と協議の上、動画制作のための撮影した映像等を納品する。
- ④ 納品メディア
(ア) 成果品のうち①(イ) i と ii、②、③は、USB メモリ等で納品する。
(イ) 成果品のうち①(イ) iii はブルーレイディスクで納品する。
(ウ) 成果品のうち①(イ) iv は DVD ディスクで納品する。

(4) 広告の掲載

- ① 受託事業者が企画提案し、県と協議の上決定した広告媒体を使用する。
- ② 広告は、効果的・効率的にターゲットへアプローチ可能な時期・回数を受託事業者が企画提案し、県と協議の上、広告を掲載すること。
- ③ 広告掲載に当たっては、効果的・効率的にターゲットへアプローチ可能となるよう、アフィニティカテゴリを設定すること。
- ④ 動画広告の課金対象視聴回数(KPI)を通算して 31,000 回以上とすること。また、課金対象視聴回数及び課金対象外視聴回数の実績を県に報告すること。
- ⑤ 動画広告等から県ホームページの中に県が設置する特設ページ等にアクセスできるよう広告を設定すること。

4-2 PR 資材作製に係る業務の内容

(1) PR 資材のコンセプト

「五感で堪能する、やまなしの美食と美酒のペアリング体験」

(2) PR 資材の作製

やまなし美酒・美食マンス開催期間は、令和6年2月16日～令和6年3月17日とする。

- ① ターゲットは、食に関心の高い消費者とする。
- ② PR 資材は、リーフレット（電子媒体のみ）、冊子（紙媒体 5,300 冊及び電子媒体）とする。
- ③ PR 資材のうちリーフレットはやまなし美酒・美食マンスの PR に重点を置き、冊子はやまなしの美酒・美食を PR するものとする。

④ 掲載内容は以下の内容及び受託事業者が企画提案し、県と協議の上決定した内容とする。

(ア) やまなし美酒・美食の紹介

(イ) やまなし美酒・美食取扱店舗情報

(ウ) 県産酒とのペアリング

(エ) やまなし美酒・美食マンスの情報

※(エ)についてはリーフレットにのみ記載

(3) PR 資材の納品

リーフレットの電子データの納期は、令和6年1月31日(水)までとする。

また、冊子の納期は令和6年2月6日(火)までとし、納付先は県が指定する。なお、冊子の送料は委託料に含む。

① 完成した PR 資材

② 撮影素材

県と協議の上、再生のための撮影した映像等を納品する。

③ 納品メディア

成果品のうち②は、USB メモリ等で納品する。

4-3 店舗の参加登録業務の内容

県ホームページ内において下記を条件に参加店舗を30店舗以上募集するので、受託事業者は(1)、(2)の参加登録業務を行うこと。

・県内の飲食店、宿泊施設等のうち、県産食材を活用した特別メニューと特別メニューに合わせた県産酒とのペアリングを提供できる店舗。

(1) 店舗の情報収集

電話、メール、Web フォーム等の方法で店舗に連絡し、PR に必要となる店舗情報の収集を行うこと。

(2) 問い合わせ対応

参加申込に関する問合せ窓口を設け、各店舗の利便に供すること。

5 進捗管理

委託契約締結後、速やかに委託業務に着手することとし、県の求めに応じて進捗状況の報告を行うこと。

6 履行状況の確認

撮影する場合は、当日に実施場所において県職員による立ち会いにより委託業務の履行状況の確認を行うものとする。

7 報告期限及び提出場所

- (1) 報告期限 令和6年3月29日(金)
- (2) 提出場所 山梨県観光文化・スポーツ部 観光振興課(県庁別館2階)

8 事業成果の取扱

(1) 事業成果の報告等

委託業務が終了したときは、委託業務の成果を記載した業務完了報告書を県に提出するものとする。なお、広告については、KPIをとりまとめる。また、記載内容等について県と事前に協議すること。

(2) 事業成果の帰属等

- ① 委託業務により受託事業者が制作した著作物の著作権、意匠登録を受ける権利及び商標登録を受ける権利は、県に帰属するものとする。
- ② 受託事業者は、委託業務により受託事業者が制作した著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。

9 留意事項

- (1) 委託業務を総括する責任者を置き、県と常時連絡が取れる体制とすること。
- (2) 委託業務の実施に必要な経費については委託料に含めるものとする。
- (3) 委託業務の遂行に際しては、審査要領に基づき選定された企画提案書の内容及び実施手法等について、一部修正又は調整等を行う場合があること。
- (4) 受託事業者は、委託業務の履行に当たって、契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに県と協議を行うこと。
- (5) 委託業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (6) 委託業務は、契約期間終了後も含めて、県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務に係る資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から

5年間保存しておくこと。

- (7) 委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報について、本事業以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。
- (8) 受託事業者は、県が必要と認めるときは、委託事業により制作した成果物を随時県に提供するものとする。

10 その他事項

(1) 再委託について

委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務の一部の再委託又は一部を請け負わせることについては、事前に県の承諾を得るものとする。

(2) 仕様書の変更について

受託事業者は、委託業務の目的を達成するために、より効果的な手法がある場合又は受託業務執行上やむを得ない事情が発生した場合は、本仕様書の内容について県と協議し変更することができるものとする。

(3) 記載外の事項について

本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うものとする。

(4) 紛争処理

委託業務に関して紛争が生じた場合には、受託事業者の責任において処理するものとする。